

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成 9 年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第42条第 4 項中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同条第 5 項中「第 1 項第 6 号」を「第 1 項第 7 号」に改める。

別表の 1 の表小坪滝ヶ谷第 3 住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。